

困ったときはとりあえず 「行政書士」にご相談下さい。

現在、三重県には約700名の行政書士が活躍しています。

行政手続きの
お手伝い

権利義務に関すること

各種契約、念書、示談書、協議書等の書類を作成、内容証明等
嘆願書、請願書、陳情書、行政不服申立書、上申書、始末書等の書類を作成



家を建てたいとき

農地転用許可申請
開発行為許可申請
建築確認申請
道水路占用、加工許可申請
官民境界明示申請
公有地の払下申請
公庫、金融機関の融資申し込み
国土法の手続

建設業等を 営業したいとき



建設業許可申請
経営事項審査申請
建設工事入札指名願
浄化槽業者許可申請
産業廃棄物業者許可申請
運送事業許可申請

会社などを 設立したいとき

法人設立許可申請
定款認証
議事録等の作成
社会保険の申請
労働保険の申請



(但し、昭和55年8月31日
までの入会会員に限る。)



知的財産権に関すること

著作権の登録申請
プログラム著作物の登録
ライセンス契約
種苗法に基づく品種登録申請

国際業務関係



外国人在留手続
旅券申請
査証申請
外国人登録
帰化申請

飲食店などを 開店したいとき

飲食店営業許可申請
旅館営業許可申請
風俗営業許可申請
美容・理容店営業
許可申請



こんなときにも・・・

会計帳簿の記帳代行
遺産分割協議書の作成
土地・建物の調査・実測に基づく
図面類の作成・登記簿・公図の閲覧
特別地方消費税の申請
貸金業者登録申請等
その他、事実証明の作成



車を購入したいとき

車庫証明・自動車登録
自賠責保険・運転免許申請



にせ行政書士にご注意!!

行政書士でないのに、行政書士と偽って住民の皆さんに近づこうとする者があるようですが、本当の行政書士は、法律で定められた、顔写真入りの「行政書士証票」を持っており、提示を求めるなどして、**にせ行政書士**にだまされないよう注意して下さい。

「秘密を守る義務」行政書士は、業務上知り得た秘密を守ります。〈法第12条〉